

陳 情 回 答 綴

(陳情第 3 号～第 17 号)

令和 4 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 3号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 4号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 5号	感染症対策について……………	45
陳情第 6号	障害者施策の充実について……………	47
陳情第 7号	行政にかかる諸問題について……………	51
陳情第 8号	公共交通について……………	55
陳情第 9号	公共交通について……………	57
陳情第 10号	公共交通について……………	59
陳情第 11号	公共交通について……………	61
陳情第 12号	交通対策について……………	63
陳情第 13号	少人数学級について……………	65
陳情第 14号	感染症対策について……………	67
陳情第 15号	公立幼稚園について……………	69
陳情第 16号	放課後施策について……………	71
陳情第 17号	放課後施策等について……………	73

番 号	陳情第3号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（広報戦略部市政情報課）</p> <p>個人情報を取り扱う委託業務については、発注者である各所管課の責任において業務の手順や注意点を書面、打合せ等で指示し、仕様書どおり、手順書どおり実行されているかの確認を行うとともに、必要に応じて実地調査を行っています。引き続き庁内に対し周知・徹底を図ってまいります。</p> <p>なお、事業者への指導・監督は各所管課が主体的に行っているため、全庁的な実地調査の状況を取りまとめた資料はございません。</p> <p>第5項（広報戦略部広報課）</p> <p>広報さかいは必要な情報を分かりやすくお伝えするため令和3年10月号からリニューアルし、情報量が多く読みにくかった紙面を見直しました。</p> <p>紙面には限りがあるため、市の重要施策や市政情報、生活に密接に関わる記事を優先して掲載しており、記載できない詳細についてはホームページで確認いただけるようQRコードの付記やホームページへのご案内をしています。</p> <p>また、インターネット環境をお持ちでない方にも情報を確認いただけるよう、いずれの記事においても問い合わせ先を明記し、担当所管課において個別に電話またはFAXでご説明させていただいているところです。</p> <p>今後とも大切な情報が得られずに、取り残される方がいないよう、広報媒体ごとの特性を活かした発信を行い、市民の方の暮らしを守るセーフティネットとなる情報については、全戸宅配の広報紙でしっかりと掲載しお届けしていきます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（市政集中改革室）（財政局財政部財産活用課）（教育委員会事務局学校管理部学校管理課）</p> <p>用途を廃止した公共施設の跡地については、市の各分野における計画を踏まえつつ、庁内関係部局が連携のうえ、まずは庁内での有効な活用方法を検討します。それでもなお利用用途が無い財産については売却や貸付等により、市の財源確保に努めております。</p> <p>当該地は、平成25年度に大泉小学校と大泉中学校の小中一貫化による統合によってできた余剰地であり、庁内での利活用を検討したうえで、一般競争入札により売却することとしたものです。</p> <p>また、小中一貫化による校舎新築等工事の経過や、統合により発生する余剰地の売却について、事前に自治会等に説明を行っております。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（行政部総務課）</p> <p>自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されており、これに基づいて、防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出を依頼されています。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものではありませんが、除外を希望する場合は申し出ることができることをホームページにて周知しています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（財政部財政課）</p> <p>本市の国に対する「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」において、市の新型コロナウイルス感染症対策に活用できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、増額及び対象事業の拡大など、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、必要とされる額の確保を行うことなどを要望しています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙は、国民の参政権を具体的に行使する重要かつ基本的な機会であり、誰もが投票しやすい環境づくりは重要なことと考えております。</p> <p>入院、施設入所中の方については、入院、入所している病院、施設が大阪府の不在者投票施設の指定を受けていれば当該施設で不在者投票を行うことができますので、病院や介護保険施設が新設された場合には、不在者投票施設の指定を受けるよう勧奨しています。</p> <p>また、障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。</p> <p>今後も有権者のニーズを踏まえた「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めてまいります。</p> <p>投票率の向上に向けては、平常時より啓発パネル展示等の啓発活動や高校等への出前授業の開催などあらゆる機会を通じ啓発活動を実施しております。また、選挙期間中は、投票所入場整理券に同封するお知らせの送付のほか、懸垂幕の掲出やSNSでの情報発信を投票日当日まで実施し、投票を呼びかけ投票参加意識の向上に取り組んでいます。</p> <p>第10項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>昨年の衆議院選挙では、新型コロナウイルス感染症対策のため期日前投票所においても、密を避けるため、投票所内への入場制限を行い、投票所内外での順番待ちの選挙人の方々には、ソーシャルディスタンスをとり並んでいただく対策を講じました。</p> <p>また、ホームページや投票所入場整理券に同封のお知らせチラシやSNSに新型コロナウイルス感染症対策についての注意していただきたい事項や過去の選挙で期日前投票時間帯等の混雑状況を掲載するなど混雑する時間帯を避けて投票を行うよう選挙人に呼びかけを行いました。</p> <p>今後の選挙執行においても、期日前投票所での新型コロナウイルス感染症対策を継続してまいります。</p> <p>なお、期日前投票所の増設については、投票事務を適切に行うためのスペースの確保やシステム専用回線等の設置など諸課題の解決が必要となります。</p> <p>今後の選挙において、選挙人の利便性向上のため、期日前投票所の増設を図れるよう今後さらに検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（危機管理室防災課）</p> <p>本市では、災害時に駆け込める指定緊急避難場所として、小中学校などの公共施設を中心に地震時161か所あり、そのうち108か所は風水害時においても開設します。</p> <p>そこには、避難において最低限必要な毛布、仮設トイレ、発電機、投光器などのほか、新型コロナウイルス感染症を含めた感染防止を目的として、間仕切りパーテーションや段ボールベッド、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、ペーパータオル、使い捨て手袋などの衛生用物品等を配備しています。加えて、現在テント式であるマンホールトイレの建屋部分をテント式に比べて清掃が簡単であり、適切な衛生環境を確保しやすいパネル式に更新する予定です。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課） 堺市財政危機脱却プラン（案）における区役所の法律相談の時間数については、直近5年間における各区の相談枠数に対する利用率等を踏まえ、市民サービスの低下につながらないように留意しつつ、相談枠数を見直すものです。 今後も、市民ニーズを踏まえながら、効果的・効率的な事業実施に取り組みます。</p> <p>第13項（男女共同参画推進部生涯学習課） 公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。 今後も、市民の皆様にとって、身近で利用しやすい公民館となるよう施設運営を行います。</p> <p>第14項（男女共同参画推進部男女共同参画センター） 利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第15項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課） 本市では、経済的理由等により生理用品を入手できないなどの「生理の貧困」の問題に対応するため、今年度「困難を抱える女性への支援事業」を実施しています。 本事業は、生理用品の配布をきっかけに困難を抱える女性を相談・支援につなげることを目的に行っています。 生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な困難だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。今年度の事業を実施する中で、生理用品の配布状況や相談内容等の実績を検証し、今後も必要な相談や支援につなげる取組を検討します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するほか、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えています。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めます。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。</p> <p>第17項（人権部人権推進課）</p> <p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p>第18項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。</p> <p>今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えていくことで、平和社会の実現を図ります。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市の検査体制については、従来の衛生研究所における検査の他、民間検査機関を活用することにより、3,500/日を超える検体についても効率的に検査できる体制を確保しています。引き続き必要な方に迅速に検査を受けていただくためには、検査体制のさらなる充実が欠かせないと考えており、衛生研究所を始め、医療関係機関や民間検査機関等と連携し、体制の充実に向けて、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>本市では、堺市医師会など関係団体と協力して新型コロナウイルスワクチンの接種を進めており、昨年12月1日からは、1回目・2回目の接種に加え、18歳以上の方を対象に、追加接種（3回目接種）を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、関係団体の協力を得て必要な接種体制を確保し、接種を希望する市民の皆様が安全に接種を受けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>第20項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>第21項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、その対応が課題となっています。</p> <p>難聴に関する自覚や変化への気づきから適切なケアや医療につなぐことは、難聴に起因する認知症等の二次的な機能低下の予防にもつながることから、様々な機会をとらえ、本人や、高齢者を支援するケアマネジャー等への啓発に取り組んでいきます。</p> <p>加齢性難聴者への支援として、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター及び基幹型包括支援センター窓口に、本年度中に対話支援装置を導入する予定です。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けており、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行っています。コロナ禍の状況を鑑みて、市ホームページの新型コロナウイルス関連特設ページにDVに関する相談窓口を掲載し、周知に努めています。</p> <p>また、各区の女性相談窓口を設置している子育て支援課には、学校園をはじめ関係機関と連携している家庭相談員も配置しており、必要に応じて連携を行い、児童虐待と密接な関係があるDV事案についても把握しています。</p> <p>今後も、一人でも多くのDV被害者の支援や相談等につながるように相談窓口の周知啓発や連携に努めます。</p> <p>第23項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があります。本市も応分の負担を行い、また、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。</p> <p>第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、所得制限なしで実施することは困難な状況です。なお、令和3年度は代替施策として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しており、令和4年度についても継続して実施したいと考えています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（観光部観光企画課）</p> <p>ガス気球事業は、周辺環境への調和も重要な要素と考えており、工事は必要最小限の施工とし、また運行時の景観への影響についても、専門家への意見聴取等も踏まえ設置を進めています。</p> <p>当事業は、百舌鳥古墳群の雄大さを市民の皆さんや来訪者の方に上空から眺望していただき、その歴史的な価値や魅力を広く知っていただくために取り組むものですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>国においては、コロナ禍により経営環境が悪化した企業に対して、雇用の継続を図るための雇用調整助成金や、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった中小企業の労働者に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などの支援を行っています。</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業状態にある市内求職者の早期の就業を支援するとともに、市内事業者の人材確保を支援するため、大阪府の雇用促進支援金と連動し、堺市緊急雇用促進支援金を交付しており、正規雇用の場合や女性を雇用した場合（要件あり）には支援金を増額するなど、女性の雇用推進を図っています。</p> <p>また、さかいJOBステーションの女性しごとプラザにおいて、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでおり、公益財団法人堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）においても、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象に、就労相談や就労支援・職業能力開発講座などの支援を行っています。</p> <p>なお、本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた就業支援に取り組んでいます。主な取組としては、各区子育て支援課に母子・父子自立支援員を1名配置し、母子家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する支援を実施しています。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や職業紹介、ハローワークと連携した就職支援、就業に有利な資格を取得するための就業講習会等を実施しています。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（都市再生部ベイエリア推進担当・堺駅エリア整備担当）（市政集中改革室）</p> <p>「堺市財政危機脱却プラン（案）」の策定にあたっては、令和3年8月に同プラン（素案）を、同年10月に同プラン（案）を公表し、それぞれ令和3年第3回市議会及び同年第4回市議会で議論いただきました。また、パブリックコメントの実施や広報さかい11月号への特集記事の掲載など、市民の皆様に広く周知を図りました。これからも丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>また、将来に向けて、本市の有する都市資源を活かし、都市魅力を高めていくことが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。これにより、都市魅力が向上し、都市ブランドが形成され、その波及効果が堺市全体の活性化にもつながると考えています。</p> <p>大阪府、大阪市、大阪湾沿岸市町と連携のもと、大阪ベイエリアの魅力や将来像を示しながら、民間活力を活用してベイエリアの活性化を図ります。</p> <p>第27項（交通部交通政策担当）</p> <p>本事業については、令和2年度までに実人数で2,630の方が制度を利用され、南区に居住の方は1,671人でした。このうち、事業開始前から南区に住まれている方が1,641人であるのに対し、府外・市外、市内他区から南区に転居された方は30人、1.8%となっており、事業目的である泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導の効果が十分に認められなかったことから、令和4年度に廃止するものです。</p> <p>第28項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しについて、11月議会での議論を踏まえ、世帯所得が低い方は外出機会や運動習慣が低い傾向にあり、また要介護認定率が高い傾向にあることから、これらの方々の社会参加を促す必要性に鑑み、令和5年度以降、65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者の方を制度の対象者に追加するものです。</p> <p>なお、従前の案のとおり、年齢要件を65歳以上から70歳以上とし、令和5年度から令和13年度までの間に2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を定めます。</p> <p>現在カードを利用されている方、令和4年度末時点で65歳以上の方（昭和33年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（経営企画室）</p> <p>人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性をいかすことが重要であると考えています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、委託業者による業務履行について本市が責任をもって適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第30項（中央図書館総務課）</p> <p>市立図書館では、中央図書館基本指針で示した3つの基本方針に基づき、地域との連携や図書館情報の発信強化に取り組んできました。また、非来館型サービスとして、資料郵送サービスのモデル実施、講座、講演会のオンライン配信を行いました。</p> <p>将来的な施設更新も見据え、それぞれの世代や属性が持つニーズに対応して、より多くの人に利用される図書館運営に努めます。</p> <p>第31項（教職員人事部教職員企画課・学校教育部学校総務課・学校指導課・教育センター学校ICT化推進室）</p> <p>学校園等では、発熱等の症状がある場合は、自宅での休養や医療機関の受診を原則としています。</p> <p>本市では、「堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の中で、毎朝、自宅で検温と健康観察を実施し、健康観察カードに記録し学校に持参することや、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養することの徹底を指示しています。</p> <p>幼児児童生徒及び教職員への定期的な検査は実施しませんが、健康観察等の取組に加え、マスクの着用や手洗いなどの基本的な感染防止対策を継続します。地域の感染状況に応じた学校教育活動の実施により、引き続き学校園での感染防止対策を徹底し、安全安心な教育環境の保持に努めます。</p> <p>これらの感染防止対策を講じ、可能な限り、授業や各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障に取り組めます。</p> <p>また、臨時休業等により対面授業が実施できない場合は、子どもの学びを止めないため、児童生徒や学校の状況に応じて、オンラインによる学習等により、学びの保障に取り組めます。</p> <p>第32項（学校管理部学校給食課）</p> <p>国産小麦については、収穫量も十分でなく、安定的に給食で使用することが困難な状況であるため、輸入小麦を使用しています。</p> <p>輸入小麦については、カビ毒を始め、ポジティブリストに設定されているすべての農薬について、農林水産省による船積時検査と日本に到着した際の厚生労働省によるモニタリング検査が実施されており、その検査において、国が設定している基準値内の小麦が輸入されていますので、安全性に問題はないと考えています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（学校管理部中学校給食準備室・教職員人事部教職員人事課） 全員喫食制の中学校給食については、「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、令和7年度に開始することをめざし取り組んでいます。 なお、食物アレルギー対応については、除去食を基本とした個別対応食を調理し、個人別の専用容器を使用するなど、安全性を最優先にして取り組みます。 また、栄養教諭の定数改善について、国に要望しています。</p> <p>第34項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。 少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 さらに、教室の環境整備については、必要に応じて整備を行います。</p> <p>第35項（学校管理部中学校給食準備室） 教室の環境整備については、生徒が安全に配膳できるよう配膳台を設置するなど、各中学校に必要な整備を行います。</p> <p>第36項（教育センター学校ICT化推進室・学校教育部学校指導課） 教職員向けの研修については、各種ソフトウェアの操作方法の動画を配信しています。また、具体的な学習での活用方法について、教育センターにおける研修、学校へ訪問し行う研修にて、教職員のスキルアップを図っています。 さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えていますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止となりました。 本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒1人1台パソコンに内蔵されている学習コンテンツを、学校での授業や家庭学習で有効に活用して取り組みます。 学びが困難な児童生徒等に対しては、授業や休み時間をはじめ、児童生徒の個々の状況に応じて放課後等の時間も活用しながら、きめ細かな指導を行う等の学習支援を行います。 また、将来の堺を担う子どもたちのために、第3期未来をつくる堺教育プランに基づく施策を着実に推進できるよう取り組みます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第37項（学校教育部学校総務課・学校管理部学校施設課・総務部総務課）</p> <p>学校トイレについては、小中学校トイレの環境改善事業として、洋便器の設置率の向上を含めた学校園のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでいます。今後も学校トイレの環境整備に努めます。</p> <p>生理用品については、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p> <p>中学校に設置している飲料水自動販売機は、熱中症対策の一環として学校からの要望により設置しているものです。</p> <p>第38項（学校教育部学校指導課・生徒指導課、教育センター能力開発課）</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しています。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果を分析・検証し、学力向上に向け、授業改善等に取り組んでいます。</p> <p>大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）は、小学5、6年生を対象に府内の子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析をもとに学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に実施されるものです。</p> <p>本市教育委員会では、児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、また、学校では指導の改善・充実に役立てることができると考えております。令和4年度の大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）は、教科や教科横断型の調査については受検しますが、アンケート調査は、本市が実施するCBTによる学習・生活状況調査（児童生徒1人1台パソコンを活用した質問調査）により代替することとし、令和4年度のアンケート調査は受検しないことを教育委員会として決定しました。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第39項（学校管理部学校施設課）</p> <p>体育館のエアコン整備については、国の動向、他市の状況などを注視し、災害時の避難所になることも念頭に置きながら研究を進め、良好な学校施設の環境改善に取り組みます。</p> <p>学校施設の老朽化の改修等については、学校建物の劣化状況や耐力度等について調査するため、平成25年度より老朽化基礎調査を実施し、また令和2年3月に策定した「堺市学校施設整備計画」に基づき、校舎の長寿命化や外壁改修、トイレ改修等を行っています。</p> <p>第40項（総務部学務課・学校管理部学校給食課・学校教育部学校指導課）</p> <p>義務教育無償化については、日本国憲法第26条第2項で「義務教育は、これを無償とする。」と定めておりますが、教材費等については、昭和39年の最高裁判決で「授業料を無料にしてきたことであって、その他の教科書、学用品その他の教育に必要な一切の費用まで無償にしなければならないことを定めたものではない」とされています。</p> <p>児童生徒に直接還元される教材費等については、受益者負担の観点から、原則、保護者負担が望ましいと考えています。</p> <p>本市におきましても、教材費や積立金等を学校徴収金として保護者から徴収しておりますが、学校に対しては、保護者負担の軽減に努めるよう周知しております。</p> <p>また、学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは非常に困難であると考えています。</p> <p>就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止される中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。</p> <p>なお、中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討します。</p> <p>第41項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>感染症対策については、のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で実施していることに鑑み、学校に準じた取組を行っています。</p> <p>また、感染症対策として本市が開設している支援の単位に必要な専用教室や共用教室以外の活動場所の確保についても、必要に応じて学校に配慮するよう求めています。</p> <p>なお、感染症対策については各運営事業者からの情報も共有しながら、安全安心な運営となるよう努めます。</p>			

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月22日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。 本市議会における議員定数については、これまで、本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われてきたところです。</p> <p>平成17年2月の美原町との合併前は、議員定数は52人であり、合併に伴い議員数は69人となりましたが、平成19年の議員改選期に定数を52人に変更しました。また、現在の本市議会の定数48人は、平成27年の議員改選期に、52人から4人削減したものです。</p> <p>第2項</p> <p>政務活動費については、現在、会派及び議員から四半期ごとに提出される会計帳簿や領収書等貼付用紙及び添付する証拠書類の写しなどの挙証資料等について、年4回、その都度、議会事務局職員による書類確認及び学識経験者から選任された民間の検査員（弁護士、大学准教授の2名）による検査により、その使途の透明性の確保及び適正な運用に期しています。</p> <p>また、議長に提出された収支報告書等については、収支報告書の提出期限日（5月10日）から起算して、60日を経過する日（7月8日）から当該提出期限日から起算して3年を経過する日までの間、市政情報センターやインターネットにおいて公開していますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月22日
<p>(審査結果)</p> <p>第3項</p> <p>本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行ってきましたが、令和3年1月26日に、本委員会委員長から議長に対し、調査報告書が提出されました。当該調査は、令和3年2月17日開催の本会議において、調査報告書が全会一致で可決され、終了しております。</p> <p>なお、令和2年12月18日開催の本会議において、正当な理由がなく出頭しない、記録を提出しない等により、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏、渡井理恵氏の4名を告発することを決定し、令和2年12月21日付けで大阪地方検察庁に告発書を提出しました。当該告発書については、令和3年2月12日付けで全件受理されましたが、大阪地方検察庁は、令和3年10月15日にいずれも不起訴処分としました。</p> <p>調査内容を記載した調査報告書については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等に掲出している令和3年第1回市議会（定例会）会議録からご覧いただくことができ、堺市議会ホームページにも会議録を掲載しています。</p>	

番 号	陳情第4号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（政策企画部）</p> <p>堺市では、今年度よりスタートした新たな堺市SDGs未来都市計画に基づき、全庁的なSDGsの各ゴール、ターゲット達成に向けた取組を進めています。</p> <p>また、学校や企業等を対象とした出前授業の実施、さかいSDGs推進プラットフォームの設立、同プラットフォーム会員によるSDGsに関する取組の市ホームページや広報さかいを活用した情報発信など、市民や企業、教育機関等のSDGs達成に向けた取組促進の啓発にも取り組んでいます。</p> <p>引き続きSDGsのゴール実現をめざし、市役所全庁での取組促進と、多様なステークホルダーとの連携により、堺市SDGs未来都市計画のKPI達成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>第5項（政策企画部）（建築都市局都市計画部都市計画課）</p> <p>人口は、持続可能な都市経営の根幹をなすものであり、人口減少に歯止めをかけるなど、人口問題への対応を図ることは、市政における最重要課題であると認識しており、令和3年3月に策定した、本市の都市経営の基本となる最上位計画である「堺市基本計画2025」においても、2030年度にめざすゴール（KGI）として「将来推計人口を上回る人口」を掲げています。</p> <p>また、本市は、自然減と社会減が相まって、2012年をピークに人口減少局面に転じており、自然減を抑制し、社会減をプラスに転換することが重要であり、人口動態を鑑みると、子育て世代などの若年世代に重点を置いて呼び込み、定住してもらうことが課題であると認識しています。</p> <p>人口動態は、生活利便性や住宅事情、子育て環境、雇用など、様々な分野の施策が影響すると考えています。「堺市基本計画2025」に位置付けた5つの重点戦略（「堺の特色ある歴史文化」「人生100年時代の健康・福祉」「将来に希望が持てる子育て・教育」「人や企業を惹きつける都市魅力」「強くしなやかな都市基盤」）を着実に推進し、都市魅力、定住魅力の向上に取り組みます。</p> <p>都市計画の分野においては、令和3年7月に改定した「堺市都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な集約型都市構造の形成に向けて、拠点を中心とした都市機能の集積と交通ネットワークの構築を推進し、あわせて「住みたい・住み続けたい都市」として積極的に選ばれるよう、堺の個性、魅力を活かして、暮らしの魅力や都市の存在感を高める取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（市政集中改革室）（財政局財政部財政課）</p> <p>本市の危機的な財政状況を受け、令和3年10月に公表した「堺市財政危機脱却プラン（案）」では、令和12年度までに収支均衡を図り基金への依存から脱却した「真に健全な財政」を実現することを目標に掲げ、これを達成するため、「公共投資の選択と集中」「公共施設のマネジメント」「外郭団体の見直し」「イベント・補助金・その他市独自施策の見直し」「収入の確保」「人件費等の抑制」の6つの改革の方向性と61の取組項目を示し、抜本的な改革を推進することとしています。</p> <p>これらの取組を着実に推進し、安定的な財政基盤を構築することにより、住民サービスの維持・拡充や地域経済の活性化のための更なる投資を検討できると考えています。</p> <p>なお、令和4年2月に公表した財政収支見通しでは、同プラン案の取組を完遂しても依然として目標とする令和12年度の収支不足の解消には至っていないことから、今後さらなる取組の追加・具体化を図っていく必要があります。</p> <p>堺市の市債残高については、ホームページの決算概要で公表しています。なお、ホームページ上での掲載はありませんが、令和2年度の市民一人当たりの市債残高は、295千円です。</p> <p>今後も市民の皆様に理解をいただけるよう、ホームページ等で分かりやすい財政指標の公表に努めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（ICTイノベーション推進室）</p> <p>マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、就職や転職、引越をしても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、医療機関・薬局を利用できるなどのメリットがあることから、市では市民のマイナンバーカードの取得促進に取り組んでいます。</p> <p>堺東駅前の「堺市マイナンバーカード普及促進センター」で、平日だけでなく土曜日も、木曜日は午後7時30分まで、マイナンバーカードの申請を受け付けるほか、商業施設や地域など市民に身近な場所に職員がお伺いし、マイナンバーカードの申請を受け付けています。</p> <p>国においては将来的に運転免許証との一体化も予定しており、市としても引き続き、マイナンバーカードの安全性や利便性の周知を図りながら、さらなる普及促進に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	泉北ニューデザイン推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（泉北ニューデザイン推進室事業推進担当）</p> <p>泉ヶ丘駅前の再編整備にあたり、近畿大学医学部・大学病院の開設を見据え、歩行者通行環境の整備に向けた歩道橋の架替え工事や円滑な自動車交通に向けた交差点改良などを進めています。今後とも、駅前の道路等の再編整備にあたっては、交通結節点としての機能向上や利便性向上に繋がり、利用者が円滑に利用できるように進めます。</p> <p>泉ヶ丘公園については、公園としての魅力に加え、ビッグバンと一体的に活用することで屋内外が途切れなくつながった新たな魅力を提供するほか、子どもたちが遊び、学び、社会を生き抜く力を身につける場とし、すべての人が訪れたいくなる公園となるように整備します。また、子どもから高齢者まで、来園者が安全に安心して利用できるように、休憩施設の充実やユニバーサルデザインを取り入れた整備を行います。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（人事部人事課・労務課）</p> <p>地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p> <p>第10項（人事部人事課・労務課・人材開発課）（人事委員会事務局）</p> <p>《職員の人材確保・人材育成を進めてください。》</p> <p>（1）</p> <p>堺市職員をはじめ地方公務員には、地方公務員法において「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とするサービスの根本基準が定められています。</p> <p>これを遵守するため、綱紀保持の基本方策や職員の心構えを定めた「綱紀保持の基本指針」及び「職員の心構え」により周知するなど、服務規律の確保に努めてきたところですが、依然として非違行為などが発生しており、残念ながら不祥事の根絶には至っていない状況です。</p> <p>非違行為があった場合には、厳正に対処した上、改めて全職員に公務員としての自覚と責任を再認識するよう周知などを行ってまいります。</p> <p>今後も、不祥事が生じることのないよう服務規律の確保を徹底し、市政の信頼回復に努めてまいります。</p> <p>（2）</p> <p>多様で有為な人材の確保に関しては、引き続き試験制度の見直しを図り、本市で働く魅力ややりがいについて、職員採用説明会動画の配信や堺市を志望する学生等から寄せられた質問に回答するSakai Questionの実施をはじめ、職員採用ガイドやホームページ、SNS等の多様な広告媒体を活用し、効果的に発信してまいります。</p> <p>（3）</p> <p>ICTを活用した職員研修を含め、研修実施後にはアンケートで研修内容の理解度などを確認し、次回の研修に活かすことで実効性の高い研修実施に取り組んでおります。また、職員の自己啓発を支援する取組としてe-learning研修や希望制の選択研修を実施し、スキルアップの機会を提供しております。今後も、職員が意欲的に取り組めるような、より実効性の高い研修を提供してまいります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>(4)</p> <p>本市では、女性職員の積極的な登用を推進してきた結果、平成31年1月に策定した堺市特定事業主行動計画で定めた令和3年度の女性管理職比率の目標値15%以上を上回る16%を達成しており、引き続き、全ての職員が生き生きと働き、意欲と能力を発揮することができる環境整備に努めます。</p> <p>(5)</p> <p>本市では、職員の意識改革及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進するとともに、より適正な人事管理に資することを目的に人事評価を実施しており、人事評価やその結果の昇給反映等に関しては、引き続き、国や他の自治体の事例等の研究を重ねていきます。</p> <p>(6)</p> <p>高齢期における職員の雇用に関して、定年引上げに伴う各種制度の導入に当たっては、国家公務員との権衡を図りつつ、組織・人事管理、給与等の検討を行い、関係規程の整備等に取り組み、法改正の趣旨に基づいた制度運用の検討を進めてまいります。</p> <p>《働き方改革と勤務環境の整備》</p> <p>(1)</p> <p>職員の健康上の観点から、長時間労働は好ましくないものと考えており、時間外勤務の縮減の取組は継続して実施していく必要があると考えています。</p> <p>職員に対して時間外労働に対する意識の変革を促すとともに、ICTの活用などにより仕事のやり方や進め方を変えていくことで事務事業の省力化・効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの推進につなげてまいります。</p> <p>(2)</p> <p>本市では、健全な職場環境の確保等を図るため「堺市職員の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を策定しています。</p> <p>これを基に、ハラスメント防止研修の実施や庁内ホームページにハラスメントに関する具体的な事例を掲載するなど、健全な職場環境の確保に努めてきました。</p> <p>ハラスメントに関する相談があった場合には、相談者の要望を踏まえた上、迅速に対応してまいります。</p> <p>今後も、様々な機会をとらえてハラスメントの防止及び根絶に取り組むことで、健全な職場環境の確保に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（人事部人事課・労務課）</p> <p>本市では、係長級昇任試験の受験年齢の引下げや女性職員の役職者比率向上等、職員の働きがい向上に取り組んでいます。また、テレワークやオンライン会議等、ICTを活用した業務効率化を進め、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得を促進し、職員のワーク・ライフ・バランスを推進しています。</p> <p>今後も、職員のワーク・ライフ・バランスの推進や職員の育成などを通じて、市民サービスの向上に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（危機管理室危機管理課）</p> <p>本市では、発生が懸念される地震や津波、風水害といった災害の種類ごとに、その災害が発生した時に想定される被害や影響範囲、災害発生時にとるべき行動や避難場所などの情報を掲載した区別防災マップを作成し、市民の皆様が適切な避難行動がとれるように平時から啓発を行っています。</p> <p>堺市に災害発生の危険性が高まっている場合や市民の皆様々に避難を呼びかける必要が生じた場合には、エルアラートによるテレビやラジオでの発信のほか、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、ヤフー防災速報アプリ、ツイッターなど多様な手段を用いた発信を行っています。</p> <p>また、今年度は「区別防災マップ」の更新を行うとともに、「高齢世代向け」「子育て世代向け」「やさしい日本語版」などといった対象者別の堺市版防災マップの作成にも取り組み、あらゆる方々が防災に興味を持っていただけるよう工夫を行っています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（人権部人権企画調整課）</p> <p>本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、市政全般を平和と人権を尊重する視点を持って実施しています。</p> <p>また、本市の都市経営の基本となる「堺市基本計画2025」では、計画を進めるうえでの基本的な視点に平和と人権の尊重を明記しており、「堺市SDGs未来都市計画」のゴール10「人や国の不平等をなくそう」においても、2030年のゴール実現イメージを「人権擁護都市として、すべての人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合う、差別のない平等な社会が実現している。」としています。</p> <p>今後も、差別のない平和と人権を尊重する社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p>第14項（市民生活部消費生活センター・市民協働課）</p> <p>市役所等を騙った医療費の還付金や、新型コロナウイルス感染症に便乗するものなど、特殊詐欺の手口は多様化しており、被害も増加しています。</p> <p>本市としても、特殊詐欺の未然防止は重要な取組と考えており、広報紙やポスター掲示などを通じて詐欺の手口や被害の防止方法を積極的にお知らせしています。</p> <p>また、架電による「堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール」も実施しており、さまざまな機会を通じて周知・啓発の強化に取り組んでいます。</p> <p>今後も、犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、警察や地域、事業者等と連携・協働しながら、被害の未然防止に向け取り組みます。</p> <p>第15項（市民生活部市民人権総務課・消費生活センター）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課）</p> <p>多重債務者などを標的としたヤミ金融については、深刻な社会問題となっています。</p> <p>ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）が平成16年に施行され、金融庁では、貸金業登録審査や相談体制の強化、捜査当局等関係機関との連携強化に努めてきました。</p> <p>本市としても、相談のあった場合には、貸金業者登録状況や貸付相談窓口、債務整理等についての情報提供を行っています。</p> <p>また、必要に応じて、区役所で実施している弁護士による無料法律相談などを案内しています。</p> <p>今後も、相談者に適切な支援を行うよう努めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</p> <p>男女共同参画センターでは、個人の資質や技術の向上並びに文化や男女共同参画に関する意識を高め、地域社会に参画し貢献できる人材を育成することを目的に各種事業を展開しています。</p> <p>男女共同参画センターで実施している講座は、市民の意識改革や自己実現、健康増進などを図る講座であり、女性活躍の推進や男女共同参画社会の実現にも寄与するものです。</p> <p>対面式の講座やオンライン講座、SNSを活用した動画配信など、さまざまな手法を用いて実施しており、市内各区から多くの皆様に受講いただいています。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染拡大によって、DVの増加や深刻化、女性の自殺者の増加などが社会問題となっており、男女共同参画の視点がこれまで以上に強く求められています。</p> <p>今後も、社会情勢を注視し、市民ニーズを踏まえながら施策展開を進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>第17項、第20項（人権部人権推進課）</p> <p>市民の方々が、人権について身近に相談することができる窓口を設けることは、重要であると考えています。</p> <p>このことから、本市では、人権推進課の専用回線による人権相談ダイヤルをはじめ、各区役所及び人権ふれあいセンターに相談窓口を設置しています。</p> <p>人権問題が複雑多様化する中、今後も、関係部局が連携し、相談内容に的確に対応することで、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らすことのできる社会の実現につなげます。</p> <p>第18項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市では、重大な人権侵害である性暴力、DV、デートDVなどの暴力の根絶をめざしており、女性や子どもをはじめ、全ての市民が安心して暮らせる社会の実現のため「セーフティさかい」に取り組んでいます。</p> <p>「セーフティさかい」では、次世代を担う若者が、性暴力、DV、デートDVについて正しい知識を身につけ、被害者にも加害者にもならない当事者意識を高めるため、堺市内の小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校を対象に、予防啓発セミナーを実施しています。</p> <p>また、市ホームページに性暴力相談に関するページを設け、被害相談の窓口の周知に努めています。</p> <p>性暴力の根絶と被害者支援を進めるため、今後も引き続き、若年層に対する予防啓発や相談窓口の周知など、さまざまな取組を行います。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（市民生活部消費生活センター） インターネット等の情報通信技術（ICT）の利活用が進むことにより、生活の利便性が向上する一方、高齢者等デジタルツールの利用に不慣れな方も多くおり、ICTを利用できる人と利用できない人との情報量の格差、いわゆるデジタル・ディバイドが問題となっています。 本市としても、デジタル・ディバイドの解消は重要な課題ととらえており、高齢者等インターネットに不慣れな方などがインターネット取引に関する消費者トラブルの被害にあわない対策として、国家資格を持つ消費生活相談員が、進展するデジタル化やキャッシュレス化に対応できるよう専門知識のスキルアップを図り、さまざまな消費者トラブルの被害救済に取り組みます。</p> <p>第21項（男女共同参画推進部生涯学習課） 社会のデジタル化が加速している中、市民のオンライン学習へのニーズが高まるなど、これまで以上にICTを活用した新たな学習の場や機会の提供が求められています。 今後、関係部局と連携し、ICTを活用した学習機会の提供や学習情報の発信などに取り組みます。</p> <p>第22項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課）（ICTイノベーション推進室） 本市では、市民サービスの向上、行財政運営の効率化を図るため、堺市ICT戦略を策定し、積極的なICTの利活用を進めています。 市民に最も近い区役所においても、ICTを活用した窓口業務の改善に取り組むなど、市民の利便性の向上を図ります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市の検査体制については、従来の衛生研究所における検査の他、民間検査機関を活用することにより、3,500/日を超える検体についても効率的に検査できる体制を確保しています。引き続き必要な方に迅速に検査を受けていただくためには、検査体制のさらなる充実が欠かせないと考えており、衛生研究所を始め、医療関係機関や民間検査機関等と連携し、体制の充実に向けて、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>また、本市では、堺市医師会など関係団体と協力して新型コロナウイルスワクチンの接種を進めており、昨年12月1日からは、1回目・2回目の接種に加え、18歳以上の方を対象に、追加接種（3回目接種）を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、関係団体の協力を得て必要な接種体制を確保し、接種を希望する市民の皆様が安全に接種を受けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>第24項（生活福祉部福祉臨時特別給付金室）</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給しています。</p> <p>支給対象者は、基準日（令和3年12月10日）において、堺市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）及び新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯のうち令和3年度分の住民税均等割が課されている方全員の、令和3年1月以降の1年間の収入（所得）見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯（家計急変世帯）です。なお、いずれの場合も、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。</p> <p>住民税非課税世帯に該当すると想定される世帯には、令和4年1月31日に確認書を送付していますので、振込口座等を確認のうえ返送していただきます。また、申請時点で堺市の住民基本台帳に記録されており、家計急変世帯に該当すると思われる場合は、本市に申請が必要です。</p> <p>なお、年金受給者や障害のある方がおられる世帯も、要件に該当する場合は支給対象となります。</p> <p>今後も、支給対象者に、速やかに給付金が支給できるよう取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対する風しんの抗体検査及び予防接種については、当初令和3年度で事業終了予定であったところ、国において延長の議論がなされていることなどから、本市においても延長に関して検討を行っています。</p> <p>引き続き、国の動向を注視していきます。</p> <p>第26項（障害福祉部障害施策推進課・長寿社会部長寿支援課）</p> <p>障害者に関する相談窓口については、各区役所内に障害者基幹相談支援センターを、堺市立健康福祉プラザ内に総合相談情報センターを設置しています。</p> <p>そこでは、障害の種別を問わず、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう相談支援を行っています。</p> <p>本市では、市内21か所の日常生活圏域に設置している地域包括支援センターで高齢者の総合相談を実施しています。</p> <p>日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案し定めることとされており、本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、おおむね2中学校区を組み合わせた21圏域を日常生活圏域として設定しています。</p> <p>第27項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されています。本市では、障害者の虐待防止、早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいます。今後も、障害者に対する虐待の禁止やその重要性の理解など、広く市民への周知・啓発活動を行います。</p> <p>また、平成28年10月に「障害者差別解消法」が施行されています。本市では、障害者差別の禁止に向け、障害者差別に該当する行為や「合理的配慮」の欠如などの具体的な差別類型について、広く市民への周知・啓発を行っています。今後も、障害者差別の解消に向けた取組を推進します。</p> <p>さらに、関係機関、障害者団体や企業等と連携し、障害への正しい理解、幅広い関心が得られるような取組を行い、障害の理解・啓発の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>「堺市子ども・子育て総合プラン(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)」は、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念として策定しました。この計画に基づき、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援施策の推進に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（観光部観光企画課・文化部世界遺産課）</p> <p>本市では、SNS等を活用した誘客プロモーションをはじめ、アルフォンス・ミュシャ館の展示作品のオンライン解説や堺市博物館所蔵作品のデジタル公開など、IT技術を活用した歴史文化資源の魅力発信を進めています。</p> <p>また、令和4年2月には、堺市も参画する百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議において、世界遺産百舌鳥・古市古墳群の知名度の向上を図り、その高い価値と魅力を広く国内外に伝えるため、「YouTube」にて、高精細（4K）のPR映像の配信を開始しました。</p> <p>今後も、これまで継承されてきた歴史文化資源を次世代に引き継ぎつつ、新たな魅力を生み出し、広く国内外に発信していく取組を進めます。</p> <p>第30項（観光部観光推進課）（建築都市局交通部公共交通担当）</p> <p>コロナ禍における路線バスや路面電車の乗客数の減少等の影響が長引くなか、本市では、市民の移動手段を確保し、公共交通の路線維持を図ることを目的として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、交通事業者に対して令和3年度における車両の保有に係る費用の一部を補助します。また、飲食店や宿泊施設等の観光関連事業者に対しても、同交付金を活用し感染症対策費用の一部を補助するなど支援を行っています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（環境都市推進部環境エネルギー課・環境保全部環境共生課）</p> <p>本市では、生物多様性・堺戦略に基づき普及啓発等各種施策を実施し、生物多様性に配慮した活動を促進すること等により、里地里山をはじめとする豊かな自然環境の保全を推進しています。今後も市ホームページやSNSを活用し、市民・事業者への生物多様性に関する普及啓発を積極的に進めます。</p> <p>アスベストについては、平成29年にアスベスト対策の総合的かつ効果的な推進をめざして「堺市アスベスト対策推進本部（本部長：市長）」を設置（下部組織として、飛散防止対策部会、健康対策部会、啓発検討部会を設置）し、各局連携による様々な取組を展開し、対策を講じてきました。しかし、令和3年に市有建築物（学校校舎を含む）におけるアスベスト（レベル1建材）検出事案が複数発生したことを受け、改めて庁内連携を強化し、徹底した市有建築物のアスベスト調査及び適切な管理が必要となったことから、令和3年9月にアスベスト対策推進本部の下部組織として市有建築物対策部会を新たに設置し、体制強化の下、さらなる対策を進めています。なお、堺市アスベスト対策推進本部の取組は、市ホームページを通じ、広く市民の皆様に公表しています。</p> <p>温暖化対策においては、再生可能エネルギーの普及が重要であると考えています。今後も脱炭素社会の実現に向けて、市民への普及促進に取り組みます。</p> <p>第32項（環境事業部環境事業管理課・資源循環推進課）（市民人権局市民生活部消費生活センター）</p> <p>本市では、令和3年3月に策定した「堺市一般廃棄物処理基本計画」において、生活ごみ有料化について、ごみの減量化・リサイクルの効果的な施策の一つとして位置付けており、今後も検討を進めます。</p> <p>レジ袋については、令和2年7月の有料化以降、多くの市民の方がレジ袋を受け取らず、マイバッグを利用されています。</p> <p>引き続き、レジ袋をはじめとする使い捨てプラスチック等の削減に向け、市民の行動変容を促す取組を進めます。</p> <p>また、環境問題やエコに対する関心が高まっているなか、本市としても、環境に良いものやサービスを選択する等、環境・人・社会に配慮した消費行動（エシカル消費）を行うよう、普及・啓発に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（商工労働部産業政策課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しては、国による月次支援金、事業復活支援金及び資金繰り支援、大阪府による営業時間短縮協力金や飲食店等への感染症対策支援など、多岐にわたる制度が随時実施されております。</p> <p>併せて本市では、事業者に対し、経営基盤の強化、新しい生活様式への対応促進、新たな販路開拓への環境整備など、将来に渡って事業継続を図ることができるよう、本市独自で支援策を実施しています。</p> <p>引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、本市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めます。</p> <p>第34項（商工労働部ものづくり支援課）</p> <p>市内中小企業が取り組む技術革新の促進にあたり、平成23年度から研究開発を支援する「堺市ものづくり新事業チャレンジ補助金」を実施しています。</p> <p>本市の基幹産業である製造業にとって、製品開発・技術開発は事業の持続的発展を遂げていくためになくてはならないものですが、その費用捻出は容易ではありません。</p> <p>そこで、市内中小企業の研究開発を資金面で支援をすることで、高度な技術をもつ企業が新製品・新技術の開発を行うための後押しをしています。</p> <p>引き続き、本事業を継続していくことで、市内企業の経営基盤の強化を図るとともに、技術をもつ市内中小企業が行う技術革新を促進していきたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第35項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、就労意欲を持ちながらも、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々に対して、公益財団法人 堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）内に堺市地域就労支援センターを開設し、就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っております。</p> <p>女性の雇用に関しましては、さかいJOBステーションの女性しごとプラザや、ジョブシップさかいにおいて、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>ひとり親家庭に関しましては、本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた就業支援に取り組んでいます。主な取組としては、各区子育て支援課に母子・父子自立支援員を1名配置し、母子家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する支援を実施しています。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や職業紹介、ハローワークと連携した就職支援、就業に有利な資格を取得するための就業講習会等を実施しています。</p> <p>また、障害者雇用につきましては、ハローワーク堺と共催で、市内企業の事業主や人事労務担当者を対象に、障害者雇用に関する理解を深め、障害者の雇用の促進・安定を目的とした障害者雇用促進セミナーや、さかい障害者就職面接会を開催しています。また、中小企業における障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む企業等を、堺市障害者雇用貢献企業として認定し、企業情報の発信や奨励金の支給などの支援を行っています。障害者の就労支援の専門機関として、障害者就業・生活支援センターにおいて職業準備訓練を実施し、ハローワーク堺等関係機関と連携・協力しながら、就職に必要な支援や就職後の定着支援を行っています。</p> <p>このほか、企業に対しては、ダイバーシティ経営戦略セミナーなどの実施を通じて、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる職場づくりを促しているところです。</p> <p>引き続き、関係機関と連携・協力しながら、働く意欲のある、あらゆる人材の活躍に向けた支援を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第36項（商工労働部イノベーション投資促進室）</p> <p>イノベーション投資促進条例による市税軽減制度は、本市内に企業投資を誘導することにより、本市産業の持続的な発展を図るための重要な取組です。市税の軽減は時限的な措置であり、中長期的には税収の確保や就労の場の提供、地域の中小企業の事業機会拡大などをもたらす、ひいては市民生活の向上に資するものと考えています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第37項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しについて、11月議会での議論を踏まえ、世帯所得が低い方は外出機会や運動習慣が低い傾向にあり、また要介護認定率が高い傾向にあることから、これらの方々の社会参加を促す必要性に鑑み、令和5年度以降、65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者の方を制度の対象者に追加するものです。</p> <p>なお、従前の案のとおり、年齢要件を65歳以上から70歳以上とし、令和5年度から令和13年度までの間に2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を定めます。</p> <p>現在カードを利用されている方、令和4年度末時点で65歳以上の方（昭和33年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p> <p>また、本制度は、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促し、また、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車を堺市の高齢者の方が1乗車100円でご利用いただける制度です。</p> <p>堺市乗合タクシーについて、本市では、鉄軌道、路線バスと併せて、既存の公共交通を利用しにくい地域、いわゆる公共交通空白地域の方の移動手段を確保するために堺市乗合タクシーを運行しており、必要な公共交通です。</p> <p>鉄軌道、路線バスに加えて、堺市乗合タクシーの運行により人口割合で約97%の市民の方が公共交通を利用いただける環境となっています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第38項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課・自転車環境整備課）</p> <p>自転車通行環境の整備については、自転車利用が多いエリアや自転車事故が多い箇所など優先的に整備を進める路線を定めた「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」を中心に整備を進めています。また、大和川左岸沿川では泉州サイクルルートや南河内サイクルライン、臨海部を結ぶ広域的な周遊ルートの形成に向け、(仮称)大和川サイクルライン(堺市区間：約7km)の整備に取り組んでいます。</p> <p>シェアサイクルについては、令和2年3月から民間事業者と連携し実証実験を開始しました。令和3年12月末時点で、ポート(自転車の貸出・返却拠点)89カ所、自転車355台で運用しています。</p> <p>引き続き、ポートの新設・増設及び新たなエリアへの拡充を行い、利便性の向上に努めていきます。</p> <p>第39項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>ご要望のありましたペダル踏み間違い急発進等抑制装置取付の補助金について、国の施策として令和2年3月9日より「サポカー補助金」の受付が開始されました。なお、この補助金については予算額に達したことから、令和3年11月29日をもって受付を終了しています。</p> <p>また、現在、大阪府内市町村において独自で補助を行っている自治体はございません。</p> <p>本市としましては、今後の国の動向や大阪府・近隣市の状況等を注視しながら検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第40項（中央図書館総務課） Wi-Fi環境については、令和2年度に堺市立図書館全館へ整備済みです。 中央図書館については、新たな市立図書館のサービスのあり方について定めた中央図書館基本指針も踏まえ、より多くの市民に利用される図書館サービスを構築していきます。</p> <p>第41項（学校教育部人権教育課・学校指導課） 本市の学校園においては、令和3年6月に策定した「堺市人権教育推進方針」に基づき、学校園を取り巻く環境や児童生徒の発達段階に応じて人権教育を推進しています。 また、「特別の教科 道徳」の指導の充実を図り、家庭・地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通して子どもの豊かな心を育む道徳教育を推進しています。</p> <p>第42項（地域教育支援部地域教育振興課・学校教育部学校指導課） 本市では、学校・家庭・地域が相互に協力し、未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の活性化を図るため、学校と地域を結ぶ人材の育成や、企業やNPO法人等との連携による社会資源を活用する取組などを進めています。 また、全小中学校で学校協議会を設置し、地域と学校経営方針の共有や、よりよい学校づくりに向けた協議を行うなど、地域の参画・協働を進めています。</p> <p>第43項（学校教育部学校指導課・教育センター能力開発課） 本市では、学校運営に地域や保護者の方々の声を反映させることにより、学校のマネジメント力を向上させ、地域の方々に教育活動を支援していただくなど、学校と地域が協働して「地域とともにある学校づくり」を推進することを目的として、堺版コミュニティ・スクールを実施しています。新学習指導要領に示されている「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校と地域が協働して、学校運営に取り組みます。 また、教育に関する高い識見を持ち俯瞰的な視点から学校園経営や人材の管理・育成ができる管理職を育成するため、「堺市教員育成指標」の育成の観点に基づき、「学校管理職としての資質」、「学校園経営力」、「組織マネジメント力」の向上に向けた研修を毎年実施しています。 教職員の資質向上に向け、学校の教育力向上を視野に入れた授業力・指導力の向上を図る研修及び人権教育をはじめとする教育課題に対応する総合的な資質向上を図る研修を、「堺市教員育成指標」に基づき計画的、体系的に実施しています。また、学校園では学年会や教科会、授業の相互参観などを定期的に行い、生徒指導や教科指導等について資質向上を図っています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第44項（教育センター能力開発課）</p> <p>個々の子どもの未来を切り拓く力の育成に向け、本市が大切にしていることは、日々の教育活動で個々の子どもの総合的な学力の育成状況を教員が知り、個々の子どもの学びに生かすことです。</p> <p>今後の学力向上の取組として、個々の子どもが学習に見通しをもち、学び方を考え、集中・没頭して学び、その成果を振り返ることで自分の学びを自分のものにする「個別最適な学び」と、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」を一体的に充実します。そのために、今年度の取組を継続しながら、新たな授業形態及び新しい授業の在り方の研究、小中9年間を見通し、系統性・連続性を意識した小中一貫カリキュラムにより、個々の子どもの未来を切り拓く力の育成に努めます。</p> <p>第45項（教育センター学校ICT化推進室）</p> <p>GIGAスクール構想に係る環境整備は昨年度完了し、今年度からは様々な授業や家庭学習でICTを活用しています。クラスでの集団学習においても、ICTを活用した協働的な学びを行っています。</p> <p>第46項（学校管理部学校施設課・学校教育部学校総務課・総務部学務課）</p> <p>学校園の安全対策については、児童生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備の改修、修繕等、適切な措置を講じています。</p> <p>また、毎月15日を「学校安全の日」と定め、各学校園において学校施設や設備の安全点検を実施し、安全管理に努めています。</p> <p>通学路については、「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、自治会関係者、道路管理者、所轄警察署、教育委員会事務局等の関係機関が連携し、道路状況に応じた安全確保に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第47項（学校教育部学校指導課・学校管理部教育環境整備推進室・総務部教育政策課・教職員人事部教職員人事課）</p> <p>本市では、施設一体型、分離型のいずれにおいても、各中学校区において義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」を共有し、小中一貫教育の推進に努めています。</p> <p>また、学校規模として11学級以下（支援学級を除く）の小学校については、児童数の推移などを勘案しながら、すべての学年でクラス替えが可能となるよう再編整備を進めています。今後は、既存の手法にとらわれず、中学校区を一体的にマネジメントする小中一貫教育体制の構築をめざします。</p> <p>教職員の能力開発や人材育成、モチベーションの向上などを目的として「教職員人事評価」制度を実施しています。この制度では、教職員が、その経験と能力に応じて、個々に適切な目標を設定して実践的に取り組んだことを業績評価として評価しています。また、その時々求められる教職員の能力の発揮状況についても能力評価として評価したうえで、総合的な評価を行っています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局
件 名	感染症対策について		
<p>(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>1. 本市では、堺市医師会など関係団体と協力して新型コロナウイルスワクチンの接種を進めており、昨年12月1日からは、1回目・2回目の接種に加え、18歳以上の方を対象に、追加接種（3回目接種）を実施しています。</p> <p>接種は、予防接種法に基づき、有効性と安全性について審査を経て国が薬事承認したワクチンを用いて実施しています。</p> <p>今後も引き続き、関係団体の協力を得て必要な接種体制を確保し、接種を希望する市民の皆様が安全に接種を受けられるよう取り組みます。</p> <p>2. 厚生労働省によると新型コロナウイルス感染症は高齢者や基礎疾患を有する方などが重症化しやすいとされておりますが、家庭内感染も多くみられることなどから、年代を問わず、可能な範囲で手洗い・うがいなど基本的な感染対策を行うことが重要であると考えています。</p> <p>現在、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療提供体制の逼迫も見られる中、基本的な感染対策を徹底することで、陽性者数を抑制することが必要であると考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。</p> <p>3. 本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び国の定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、必要な検査及び陽性患者の入院措置を行うとともに、宿泊施設又は自宅での療養にご協力をいただいておりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけ等に関しては、国の動向を注視していきます。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）</p> <p>国では、「障害者基本計画（第4次）」において、「障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る」ことを、基本的な考え方としています。</p> <p>このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的な拡大としては、国庫補助金を活用した施設整備について、市独自で国庫補助金に上乘せをして整備費の加算を行っているほか、重度障害者を受け入れる事業者を優先して選定するなど、特に重度障害者の方の暮らしの場の確保に努めています。</p> <p>機能強化としては、重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所に対して手厚い支援ができるよう、事業所が生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費に補助を行い、令和3年度からは医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加しています。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>緊急時対応事業は、夜間などにおいて介護者の急病などにより介護を受けられなくなる障害のある方に対し、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや必要に応じて現場へ支援員を派遣する業務を市内の複数の短期入所事業所に協力事業所として担ってもらっています。</p> <p>関係者会議では、緊急時に障害者を短期入所事業所まで搬送し、受け入れを行っていただける事業所の協力が欠かせないことから、協力事業所の拡充を含めた機能強化が課題となっています。</p> <p>なお、本事業は、障害福祉サービス事業所と連携しながら支援を行うものであることから、機能強化に当たっては、どのようなケースについて対応できる仕組みとするのかを関係者会議での意見や協力事業所の体制確保を踏まえ研究し、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第3項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>共同生活援助（グループホーム）をご利用中の方については、「慢性の疾病を有する障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合に限り、居宅介護における通院等介助を利用することが可能」とされています。また、居宅介護の通院等介助の利用目的については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」において、「通院等又は官公署並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所」と記載があり、本市ではこれに沿って運用しております。よって、「作業所」を目的地とした利用は困難で、このような場合、移動支援をご利用いただいております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、移動支援については今後も大きな需要が見込まれていることから、個別給付化を要望しています。利用者のニーズに寄り添った支援内容の実現に向けて、今後も引き続き要望を行ってまいります。</p> <p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>短期入所は、自宅で介護する方が病気などの場合に利用するほか、介護者のレスパイトサービスとしての役割も担っていることから、ニーズが高く、希望する日に利用することが難しいという声があります。</p> <p>本市では、市独自の事業として、単独型短期入所事業所での職員の増員に対する補助や強度行動障害のある方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受入れに対し、加算することで短期入所事業所の量的な拡大と機能強化に取り組んでいます。</p> <p>また、急病による入院など介護者の緊急の事由により介護を受けられなくなった障害者児が短期入所を利用することができるよう、本市では「障害者（児）短期入所緊急利用」として、短期入所施設が満床で利用することができない場合に、本市と協定を締結した社会福祉法人の短期入所事業所において、緊急用ベッドを2床確保していますが、現状として同一日に2床とも利用している日は年間で数日となっています。</p> <p>このような現状を踏まえ、令和4年度予算案では市が確保している緊急用ベッド1床分の経費を計上し、減じた1床は社会福祉法人が日々の短期入所の受け入れとして効率的に活用できるようにしています。</p> <p>なお、国においても報酬算定として、緊急短期入所受入加算や、特例として運営規定に定める利用定員を超えた受入れを可能とする仕組みがあり、同一日に複数の緊急用ベッドが必要となった場合は、これまでと同様に他の短期入所事業所の協力により確保してまいります。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第5項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>短期入所サービス費は、1日を単位として報酬単価が設定されています。よって短期入所をご利用中に移動支援をご利用いただくと報酬が重複することから、ご利用いただくことはできません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している「後期高齢者医療制度における人間ドック費用助成事業」ですが、後期高齢者医療制度のしおり、大阪府後期高齢者医療広域連合及び堺市のホームページ、堺市広報紙に掲載して周知を行っております。また、「後期高齢者医療制度のしおり」につきましては、各区役所保険年金課に配架している他、毎年7月に送付する「被保険者証」にも同封しておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度の運営は大阪府後期高齢者医療広域連合が行っており、人間ドック費用の一部を助成する事業については、府内統一した基準で実施しているため、本市独自の運用をすることは困難であります。ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（交通部交通政策担当）</p> <p>本事業は、泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導を目的に実施してきました。令和2年度までに実人数で2,630の方が制度を利用され、南区に居住の方は1,671人でした。このうち、事業開始前から南区に住まれている方が1,641人であるのに対し、府外・市外、市内他区から南区に転居された方は30人、1.8%となっており、効果が十分に認められなかったことから、令和4年度に廃止するものです。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（学校教育部学校総務課）</p> <p>児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。</p> <p>なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p> <p>令和3年度、男女共同参画推進課において、国の交付金を活用し、生理用品を学校園に配布したところです。令和4年度以降については、国の財政支援の動向を注視しながら、必要な生理用品の確保について検討します。</p>			

番 号	陳情第 8 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第 1 項 (交通部公共交通担当)</p> <p>人口減少に伴う通学利用の減少や運転手不足に加えて、新型コロナウイルスの影響により、路線バスに係る経営環境はさらに厳しい状況となっています。</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通は、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことを前提として運行することにより、それぞれの路線を維持確保しています。</p> <p>城山台から梅・美木多駅へは、路線バスと泉北高速鉄道の併用により行くことができます。市としましては、今後とも事業者と協力しながら、公共交通の利用促進や乗り継ぎ利便性の向上に努めます。</p> <p>第 2 項 (交通部公共交通担当)</p> <p>公共交通の利便性向上を求める要望につきましてはその内容を検討し、交通事業者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上に努めます。</p> <p>第 3 項 (交通部公共交通担当)</p> <p>本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成 25 年 6 月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>路線バスは、地域内の基幹的な交通として、鉄道駅との接続を基本に都市活動や市民の移動を支える公共交通機関です。</p> <p>堺市立南老人福祉センターへは、南海バス停留所「御池台 5 丁」から送迎バスが運行されておりますので、路線バスと乗り継いで行っていただくようお願いします。</p> <p>第 4 項 (交通部交通政策担当)</p> <p>おでかけ応援制度のさらなる拡充については、キャッシュレス化などについて、関連技術の動向や進展等を踏まえ、決済事業者や交通事業者と連携し、利用者の更なる利便性が図られるよう取り組みます。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通は、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことを前提として運行することにより、それぞれの路線を維持確保しています。</p> <p>泉ヶ丘駅から鳳駅へは泉北高速鉄道とJRの併用、路線バスとJRの併用などにより行くことができます。</p> <p>南海バスにおいては、現在運行している「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」のバス路線のルート「途中で鳳駅前を経由する」または「起終点を津久野駅前から鳳駅前に変更する」場合、現在の利用者への影響や事業性・採算性を踏まえると路線の変更は難しいとのことです。</p> <p>市としましては、事業者と連携して公共交通の利用促進や乗り継ぎ利便性の向上に努めます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促し、また、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車を堺市の高齢者の方が1乗車100円でご利用いただける制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。</p> <p>南海バスのバス乗り継ぎ制度については、「元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても減収分を補う原資が無いことで営業収支の悪化が見込まれるため検討はいたしかねます。」とのことでした。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促し、また、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車を堺市の高齢者の方が1乗車100円でご利用いただける制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>第2項（交通部交通政策担当）</p> <p>本事業については、事業目的である泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導の効果が十分に認められなかったことから、令和4年度に廃止するものです。</p> <p>通学定期の値下げについては、旅客需要や費用対効果などを踏まえ、鉄道事業者である南海電気鉄道株式会社及び泉北高速鉄道株式会社において経営判断されるものと認識しており、要望があったことについては、鉄道事業者にお伝えします。</p>			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第 1 項 (交通部公共交通担当)</p> <p>おでかけ応援制度は、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促し、また、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車を堺市の高齢者の方が 1 乗車 1 0 0 円でご利用いただける制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>第 2 項 (交通部交通政策担当)</p> <p>本事業については、事業目的である泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導の効果が十分に認められなかったことから、令和 4 年度に廃止するものです。</p> <p>通学定期の値下げについては、旅客需要や費用対効果などを踏まえ、鉄道事業者である南海電気鉄道株式会社及び泉北高速鉄道株式会社において経営判断されるものと認識しており、要望があったことについては、鉄道事業者にお伝えします。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	建設局
件 名	公共交通について		
<p>第3項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課）</p> <p>自転車利用が多いエリアや自転車事故が多い箇所など優先的に整備を進める路線を定めた「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」を中心に自転車の通行環境の整備を進めています。</p> <p>第4項（道路部道路整備課・土木部土木監理課）</p> <p>新たな歩道の整備については、用地買収が必要となる場合が多く、時間と費用を要するため、即効性に欠ける事業となります。速やかに安全対策を行うため、地域からの要望を踏まえ、道路の幅員に応じて外側線を設置することや道路側溝に蓋を掛けることによる歩行空間の確保などを行っています。また、歩道をより利用しやすいように、水はけのよい透水性舗装への改良や波打ちの解消なども行っています。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	建設局
件 名	交通対策について		
<p>(サイクルシティ推進部自転車企画推進課・土木部西部地域整備事務所)</p> <p>《信号機設置について》</p> <p>信号機の設置については大阪府警察本部が設置管理を行っているため、窓口である所轄の堺警察署交通課に陳情内容を伝えました。</p> <p>また、道路渋滞時に大変危険な思いをして横断するとのことですが、道路交通法には車両等は「横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。」と規定されております。そのため、堺署交通課交通指導係に対し横断歩道における車の停止について現地での指導を依頼しました。</p> <p>今後も、警察等関係機関と連携した交通安全対策に取り組んでいきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>《ミラー設置について》</p> <p>ミラー設置についてご要望場所を確認したところ、渋滞時は国道26号へ向かう車両が横断歩道を超えて並んでいる状況でした。さらに、横断歩道を挟んで東西に三叉路があることで、車両の運転手が注意しなければならない箇所が非常に多い場所です。</p> <p>ご要望いただいたとおりに横断歩道にミラーを設置すると、ミラーには写る範囲が限られており、また、歩行者はミラーに写る大きさが小さいため、車両の運転手は、通過する際、歩行者を見落とす恐れがあることが考えられます。また、歩行者から車を確認することは、横断歩道と車の距離が分かり難く、また、車両の運転手同様、車両を見落とすなどの懸念もあります。</p> <p>以上のことを踏まえ、別の安全対策になりますが、以下の対応を実施したいと考えています。</p> <p>西行き車両に対しては、南海本線高架橋東側の照明灯柱に、東行き車両に対しては、横断歩道から西側2本目の電柱に、それぞれ「横断歩道の歩行者に注意」する立て看板を、さらに横断歩道から西側1本目の電柱に「あぶない！とびだし」の巻看板を設置します。</p> <p>ご要望とは違う対応となりますが、安全面を考慮した対応となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第13号	所管局	教育委員会事務局
件 名	少人数学級について		
<p>第1項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>さらに、教室の環境整備については、必要に応じて整備を行います。</p> <p>第2項（教職員人事部教職員企画課・学校教育部学校総務課）</p> <p>学校園等では、発熱等の症状がある場合は、自宅での休養や医療機関の受診を原則としています。</p> <p>本市では、「堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の中で、毎朝、自宅で検温と健康観察を実施し、健康観察カードに記録し学校に持参することや、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養することの徹底を指示しています。</p> <p>幼児児童生徒及び教職員への定期的な検査は実施しませんが、健康観察等の取組に加え、マスクの着用や手洗いなどの基本的な感染防止対策を継続します。地域の感染状況に応じた学校教育活動の実施により、引き続き学校園での感染防止対策を徹底し、安全安心な教育環境の保持に努めます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	感染症対策について		
<p>第1項、第2項、第3項（学校教育部学校総務課・人権教育課）</p> <p>学校におけるマスクの取扱いについては、文部科学省や大阪府が作成している学校園における新型コロナウイルス対策に係る対応マニュアルを踏まえ、堺市教育委員会として「堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を作成し、教育活動ごとに留意点を示しています。</p> <p>熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、幼児児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時にはマスクを外すなど、自分の判断でも適切に対応できるように指導しています。</p> <p>幼児児童生徒がマスクを外すことによって、過度の不安に陥らないよう配慮すること、自分で判断することが難しい年齢の幼児児童には、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すように、積極的に声をかけるなどの指導を行うことを各学校園へ別途通知しています。</p> <p>さまざまな事情でマスクの着用が難しい幼児児童生徒については、それぞれの状況にあわせて適切に対応し、また国からの通知等を参考に周囲に理解を促すよう学校園に通知し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第15号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
<p>第1項（教育センター能力開発課） 幼児教育センターにおいては、子ども青少年局と連携し、体系的な研修の企画立案・実施や施設に対する相談助言の実施等、市全体の幼児教育の質向上に取り組んでいます。今後も、子ども青少年局をはじめ様々な関係機関との連携を図り、幼児教育センターとして取組の充実に努めます。</p> <p>第2項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課） 存置する4園については、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等をふまえた園運営の課題等について検討します。</p> <p>第3項（総務部学務課・学校管理部学校施設課） 堺市立幼稚園の定員は、国の定める幼稚園設置基準並びに大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準を参考に、幼児の発達特性や保育の質の確保といった観点から、堺市立幼稚園園則の規定により定めています。 幼稚園施設や設備については、必要に応じて整備を行っており、今後も必要な対応を行うことで教育環境の向上を図ります。</p> <p>第4項（学校管理部学校給食課・教育センター能力開発課） 幼稚園給食の実施については、課題の一つと考えています。 幼児期において、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つよう、公立幼稚園ではお弁当をはじめ様々な機会を捉え食育を行っています。</p> <p>第5項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課） 閉園予定園の最終年度については、園児が少人数であっても小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育ていけるよう、円滑な園運営に向けて総合的な観点から体制を検討します。</p>			

番 号	陳情第16号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>榎小学校における活動場所は専用教室2室の他、共用教室として普通教室タイプの2室と家庭科室を確保しており、当該教室が利用できない場合に備えて図書室も借用するなど、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できると考えています。</p> <p>なお、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員及び補助員の数については確保できています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。また、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施については、制度の趣旨を踏まえ、関係部局と協議を行っています。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っていますのでご理解をお願いします。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、事業の統一方法やその進め方について検討を行っています。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施については、制度の趣旨を踏まえ、関係部局と協議を行っています。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業をさらに充実し、利用者にとってより良いものとするため、公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っています。 なお、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者によるアンケートを実施しています。令和3年8月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価について「満足」及び「おおむね満足」の回答が各事業によって異なりますが9割前後となっており、円滑に事業運営できているものと判断しています。 また、運営事業者の変更があった場合にはこれまでの運営に関するルール等を引き継ぎ、また、指導員の継続雇用等についても新事業者に配慮を依頼しています。</p> <p>第3項（地域教育支援部地域教育振興課・放課後子ども支援課） 平成9年度の事業開始当時は、本事業の担い手となりうる民間事業者等がなかったことから、(財)堺市教育スポーツ振興事業団と毎年度委託契約を結び、運営を行ってきました。 しかし、利用児童は年々増加し、平成28年度には事業開始当時と比べ約4倍となり、更に利用児童数が増加することが見込まれたこと等から、本事業の安定的な運営を確保するため、平成28年度より公募型プロポーザル方式による事業者選定を導入し、(公財)堺市教育スポーツ振興事業団を含め、広く運営事業者を公募することで、運営体制や事業内容の充実を図ってきました。 近年は運営実績を有する民間事業者等が増加していることもあり、民間事業者等の参入状況や成熟度合等も踏まえ、事業団の今後の参画のあり方を検討します。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 待機児童解消のため、活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。 のびのびルームの運営方法については、学校によって利用児童数が異なることから、当該校の状況に応じた工夫を行いながら活動を行っています。 なお、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員等の数、活動場所は確保できており、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できると考えています。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
<p>第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>これまでに、マスク等、入手困難な衛生用品等については、市が中心となり確保に努めてきました。今後も、供給状況を見ながら、衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資が発生している場合には確保に努めます。</p> <p>今後も事業者と情報を共有し、必要な対応に努めます。</p> <p>第5項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>しかしながら、指導員への慰労金については予定していません。</p>			

令和4年第1回市議会(定例会)陳情回答綴

令和4年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0059

